

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
がどき
當日の翌日)
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

鳥取県告示第三百八十六号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づ
き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田本歯科医院	米子市万能町九	昭和五十四年四月一日

鳥取県告示第三百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づ
き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
徳吉薬局	鳥取市吉成八二三ノ一四	昭和五十四年四月十九日

告 示

- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(二件)
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定
 - 被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更
- 土地改良事業の施行に係る地域内の土地について換地を定めない土地の指定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 解除予定の保安林(七件)
 - 収入証紙の小売りさばき人の廃止
 - 収入証紙の小売りさばき人の指定(二件)
 - かいの指定の一部改正
- 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

鳥取県告示第三百八十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十四年三月二十五日	アド調剤薬局	米子市東町三五
昭和五十四年四月九日	岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七

鳥取県告示第三百八十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定により、次のことおり告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、加勢蛇川地区第四工区は場整備事業の施行に係る地域内の土地について換地を定めない土地を指定したので、同法第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により、次のことおり告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

換地を定めない土地

東伯郡東伯町大字効字早焼田二八三一、二八五十七、二八六、二八七、二八八、二九二十一、大字美好字約樋三一〇、三一二、三一二次一、三一第一、三一三、三一四、三一六、三一七、三一七一、三一七二、三一八一、三一、三二一、三二一、三二五、三一六、三一六次一、三三〇、三三四、三三五、三三五次一、三三七、三四一、三四三、三五一、三五四、

変更年月日	名 称	区 分	所 在 地
昭和五十四年三月九日	今井薬局	変更後	米子市上後藤五二ノ二
		変更前	境港市佐斐神町一一六二

字西早焼田二八一、二八二、字祖神三〇六、三〇七、三〇七一、三〇七

一二、字石田二八四、二八九次一、二八九一一、字出口二五四

昭和五十三年十二月五日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（新庄地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十一号

昭和五十三年十二月五日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（新庄地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字奥栗谷六一五の一〇、六一五の一、六一五の二一から六一五の二三まで（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、六一五の二四から六一五の二九まで、字家ノ上エ林六六一の二、字庄五郎山七六六の一、七六七の一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

岩美郡国府町大字上地字扇ノ山八七八の一(次の図に示す部分に限る。)

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 二 保安林として指定された目的
一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字石ケ谷八〇五の三、八〇五の四(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県告示第三百九十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 二 保安林として指定された目的
一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字江ナミ谷一三一八の一九二、一三四一の一、一三四四の三一、一三四四の三九、一三四四の四〇から一三四四の四一一まで、一三四四の五〇から一三四四の五二まで(以上十筆について、次の図に示す部分に限る。)

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県告示第三百九十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字牛尾八七六の二、字水無シハ七七の三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県告示第三百九十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字小坂谷一四二七の一三二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県告示第三百九十八号

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡郡家町大字明辺字向田七一五の一、七一五の二、七一七の一、

七二〇(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、
同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家
町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十九号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廢止年月日	住 所	氏 名
昭和五十四年四月十四日	米子市糸町二丁目四九番地	九重谷 悅子

鳥取県告示第四百一号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三
項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、
同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	場所
昭和五十四年 四月十五日	四三三	米子市富士見町 一丁目一一番地	有限会社九重谷銃砲火薬店 代表取締役 九重谷琴江	売りさばき 住所と同じ。
四月二十三日	四三四	米子市河崎一六 一五番地一 河崎出張所長	株式会社山陰合同銀行	売りさばき 所

鳥取県告示第四百号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三
項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、
同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	場所
昭和五十四年 四月二十三日	四三四	米子市河崎一六 一五番地一 河崎出張所長	株式会社山陰合同銀行	売りさばき 所

住所と同じ。

鳥取県告示第四百二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廟の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年五月一日から施行する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県中小家畜試験場 米子市両三柳」を「鳥取県中小家畜試験場 西伯郡西伯町北方六三三」に改める。

鳥取県告示第四百三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年五月一日から施行する。

昭和五十四年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の皆生通支店の項中「鳥取県中小家畜試験場」を削り、同表の株式会社山陰合同銀行の西伯支店の項を次のように改める。

西伯支店

西伯郡西伯町法勝寺

鳥取県賀祥ダム建設事務所
鳥取県中小家畜試験場